高等学校3年生のみなさんへ

薬物について誤解をしていませんか??

薬物乱用は、無限大の可能性のあるみなさんの将来を台無しにしてしまいます。
もう一度、薬物乱用の危険性・有害性について考えてみませんか。

厚生労働省　文部科学省

薬物乱用とは?

社会のルールからはずれた方法や目的で、薬物を使うことです。覚せい剤などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。

覚せい剤

Q どのような害があるのですか??

A 覚せい剤を乱用すると、幻覚や妄想が現れて、覚せい剤精神病になりやすくなります。大量に摂取すると、死に至ります。乱用をやめても、再燃（フラッシュバック）と呼ばれる、乱用時に体験した幻覚や妄想の出現に悩まされます。

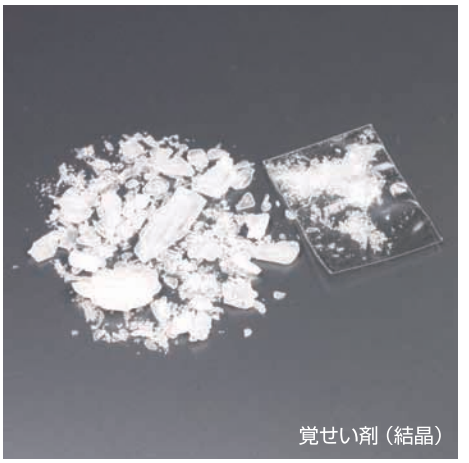
覚せい剤（結晶）

Q どのようなものですか??

A 神経を興奮させる作用があり、形状は主に白色粉末や無色透明の結晶です。暴力団、不良外国人などが密売し、「元気になる」「やせる」効果があるとして売られることがあります。「シャブ」「エス」「スピード」などの隠語があります。

覚せい剤事犯の検挙人数の推移

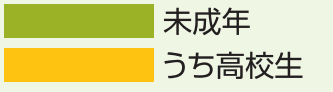

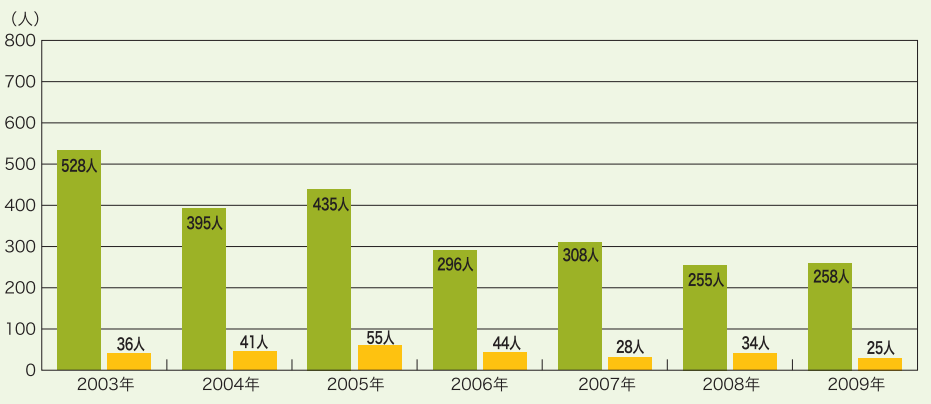

◆「1回だけなら大丈夫。すぐやめられる」という甘い誘いと好奇心から、
安易な気持ちで薬物を使い始めても、薬物の「依存症」と「耐性」によって
使用する量や回数がどんどん増え、脳は回復困難なダメージを受けて、
自分の意志ではやめることができなくなります。

◆国内で乱用されている主な違法薬物には、覚せい剤、大麻、MDMAなどがあります。
特に大麻は、近年、若者の間に広がりを見せており、みなさんも注意が必要です。

大麻（マリファナ）

Q どのような害があるのですか??

A 「大麻に害がない」というのは全くの誤解です。
アルコールやたばこと比べて、人体への有害性は低いということはありません。WHO（世界保健機関）の報告によると、記憶への影響、学習能力の悪化、知覚の変化、人格喪失などを引き起こすほか、使用をやめても依存性が残るなどとされています。

Q どのようなものですか??

A 大麻草の葉を乾燥させたものや、樹脂を固めたものがあります。
所持したり、提供したりすることはもちろん、不正栽培も処罰対象となります。種子の売買にあたり、「観賞目的」という言い訳は通じません。
なお、大麻を合法であると謳っている国はありません。
「ハッパ」「クサ」「チョコ」「野菜」などの隠語があります。

大麻草

乾燥大麻

大麻樹脂

大麻事犯の検挙人数の推移

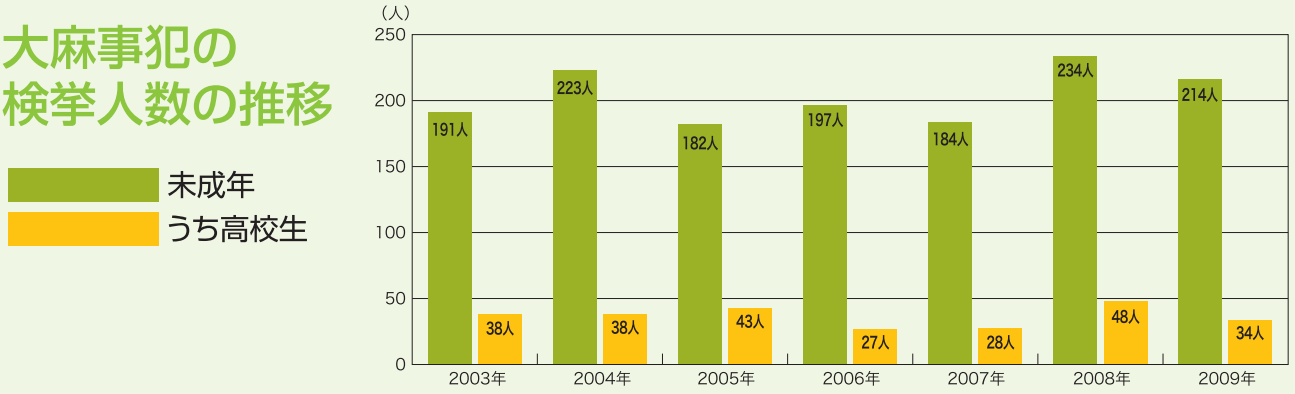

MDMA

Q どのような害があるのですか??

A MDMAを乱用すると、知覚を変化させ、幻覚が現れることがあります。大量に摂取すると高体温になり、死に至ります。

MDMAの錠剤

Q どのようなものですか??

A MDMAは化学薬品から作られた錠剤型の麻薬で、カラフルな色合いとデザインされた刻印が特徴的です。錠剤の中には、各種の薬物が混入されていることが多く、その乱用は健康を害します。死亡例もあります。「エクスタシー」「バツ」「玉」などの隠語があります。

MDMAの錠剤

MDMAなど合成薬物の検挙人数の推移

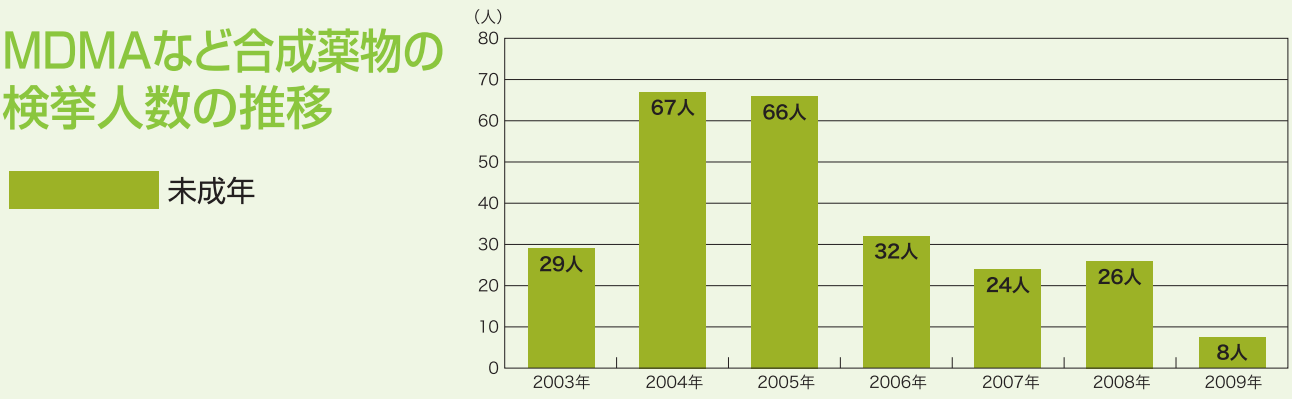

違法ドラッグ

Q どのような害があるのですか??

A 違法ドラッグを乱用すると、脳や身体に影響を与える可能性が高く、吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害などが起きる恐れがあります。
覚せい剤や大麻などと同様、自分の意志で乱用をやめることができなくなる危険性が高いものです。

ビデオクリーナー系

Q どのようなものですか??

A 違法ドラッグは、写真のように、芳香剤やビデオクリーナーなどの形態で「合法」「法律に違反しない」などと偽って販売されている危険な薬物です。作用も安全性も保証されていません。

植物粉末系

芳香剤系

薬物の乱用は、法律で厳しく処罰されます。

以下は乱用とそれに関連する行為についての主な罰則です。
営利を目的とする販売などは、さらに厳しい罰則規定があります。
手伝っただけでも犯罪の共犯やほう助にあたり、処罰の対象になります。
海外での所持なども国外犯規定が適用され、処罰の対象となります。

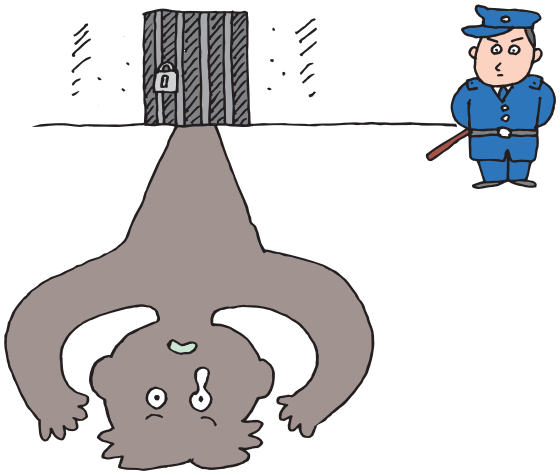

覚せい剤

- 輸入・製造 …… 1年以上の有期懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 …… 10年以下の懲役

大麻

- 輸入・輸出・栽培 …… 7年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受 …… 5年以下の懲役

（大麻の不正栽培は、法律で禁止されています。
また、そのために大麻の種子を所持したり、
提供したりすることは、処罰対象となります。）

MDMA

- 輸入・製造 …… 1年以上10年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 …… 7年以下の懲役

違法ドラッグ（「指定薬物」）

- 製造、輸入、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列
  …… 5年以下の懲役、若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科

薬物乱用の甘い誘い

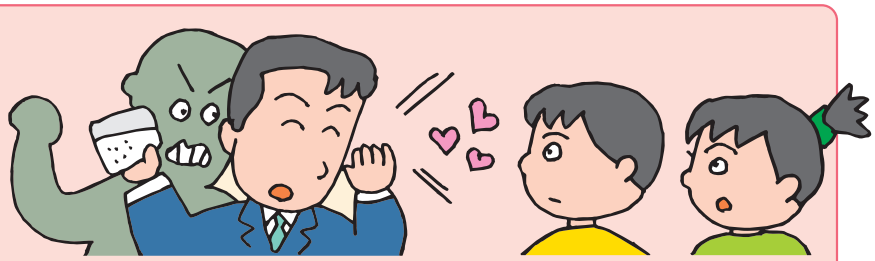

- 1回だけなら平気さ
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ!
- イライラがとれてすっきりするよ
- 人生は経験だ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- みんなやってるよ
  （やってないのはきみだけ）
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- とりあえず、預かってよ
- お金はこの次でいいよ

答えは「No!」

危険な場所に近づかないこと、逃げることも「勇気」です。

薬物乱用は、あなただけでなく、あなたの家族も、あなたの周囲も不幸にします。

「自分のお金で薬物を買い、自分で使用するのなら、他人に迷惑はかけていない」
薬物乱用は使用する個人の問題だと思っていませんか??

大間違いです!!

社会的制裁
薬物事犯に対しては、学校では退学など、会社では解雇などの厳しい処分が下されています。

対人関係の問題
- けんかを起こしやすく、友人知人から離れ、孤立
- 薬物乱用仲間の形成

家族の問題
- 家族の機能不全
- 家庭内暴力
- 家族の心身の健康
- 家庭崩壊

社会生活上の問題
- 職務能力の低下
- 怠業・怠学
- 失業・退学
- 借金

自分の健康の問題
- 身体的障害
- 精神障害
- 性格の変化

社会全体の問題
- 薬物汚染
- 犯罪・事故の増加
- 治安の悪化

薬物は、暴力団の収入源になるなど、社会の安全を脅かすものです。

薬物乱用者の告白

1回ぐらいなら……（30歳　男性）

私が初めて覚せい剤を使ったのは、20歳の時のことでした。地元の友人たちと一緒に遊んでいた時に、その中の1人が、覚せい剤を持って来ていて、「これ使うと楽しいよ」と言って勧めて来たのです。

覚せい剤を使った友人たちは、覚せい剤の効果なのか、皆楽しそうにしており、それを見ているうちに、私は自分だけ置いてけぼりになっている感じがしました。「皆もやってるんだから、1回ぐらいなら大丈夫だろう」という軽い気持ちで、覚せい剤を注射してもらいました。その後も、友人が覚せい剤を使っているところを目の当たりにすると、私も、ちょくちょく覚せい剤を分けてもらって使うようになり、半年程経った頃には、完全に覚せい剤の虜（とりこ）。自分で覚せい剤を買って使うようになっていました。1年位経った頃、部屋の中で人に見張られているような幻覚や、その人に「死ね」などと悪口を言われる幻聴を感じるようになっていました。結局、私は、幻覚などが原因で仕事を辞め、収入がなくなってからは、覚せい剤を買うために、両親に暴力を振るってお金を得るようになりました。覚せい剤を使う時、私は決まって「今回だけ」と自分に言い訳をしており、結局、この「今回だけ」の積み重ねで、覚せい剤をやめられなくなっていました。

そんな時、私は麻薬取締官に逮捕されたのです。逮捕された時は、とてもショックでした。しかし逮捕してもらったことで、無理矢理にでも覚せい剤との縁を絶ち切ることができました。逮捕を機に自分を見つめ直す時間ができ、自分が精神的に弱い人間であることに気付くことができました。今でも幻覚から逃げたくて、覚せい剤を使いたくなることがあります。覚せい剤の誘惑に負けないように、いつまでもクリーンでいるよう努力していきたいと思います。

薬物について、相談できるところがあります。

- 薬物問題に関しては、一人で悩まないで、すぐに、あなたの家族・あなたの周囲の大人に相談することが大切です。
- 相談窓口は、すぐ近くにあります。

相談窓口

- 都道府県薬務主管課
- 都道府県／政令市精神保健福祉センター
- 地方厚生局麻薬取締部
- 警察署

（詳細は、裏面をご参照ください）

薬物乱用を防止するには。

- 薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないこと。
- 自分自身の心身を大切にして、友人や家族に迷惑をかけないためにも、誘われたら「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つこと。
- 一人で悩まないで友人や家族にも相談すること。

薬物乱用問題についてさらに詳しくは、
厚生労働省ホームページをご参照ください。
「薬物乱用防止に関する情報のページ」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html
QR コードで携帯でも御覧いただけます▶▶▶

厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL.（03）5253-1111

文部科学省
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL.（03）5253-4111

財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-7-9（第 1 岡名ビル2F）
TEL.（03）3581-7436〜7　FAX.（03）3581-7438

●薬物乱用防止相談窓口機関一覧表

北海道厚生局麻薬取締部 ☎011-726-1000
東北厚生局麻薬取締部 ☎022-227-5700
関東信越厚生局麻薬取締部 ☎03-3512-8690
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室 ☎045-201-0770
東海北陸厚生局麻薬取締部 ☎052-961-7000
近畿厚生局麻薬取締部 ☎06-6949-3779
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室 ☎078-391-0487
中国四国厚生局麻薬取締部 ☎082-228-8974
四国厚生支局麻薬取締部 ☎087-823-8800
九州厚生局麻薬取締部 ☎092-431-0999
九州厚生局麻薬取締部小倉分室 ☎093-591-3561
九州厚生局沖縄麻薬取締支所 ☎098-854-0999
北海道医務薬務課 ☎011-231-4111
北海道立精神保健福祉センター ☎011-864-7121
札幌こころのセンター ☎011-622-0556
青森県医療薬務課 ☎017-734-9289
青森県立精神保健福祉センター ☎017-787-3951
岩手県保健衛生課 ☎019-629-5467
岩手県精神保健福祉センター ☎019-629-9617
宮城県薬務課 ☎022-211-2653
宮城県精神保健福祉センター ☎0229-23-0021
仙台市精神保健福祉総合センター ☎022-265-2191
秋田県医務薬事課 ☎018-860-1407
秋田県精神保健福祉センター ☎018-831-3946
山形県保健薬務課 ☎023-630-2333
山形県精神保健福祉センター ☎023-624-1217
福島県健康衛生領域薬務グループ ☎024-521-7233
福島県精神保健福祉センター ☎024-535-3556
茨城県薬務課 ☎029-301-3388
茨城県精神保健福祉センター ☎029-243-2870
栃木県薬務課 ☎028-623-3119
栃木県精神保健福祉センター ☎028-673-8785
群馬県薬務課 ☎027-226-2665
群馬県こころの健康センター ☎027-263-1166
埼玉県薬務課 ☎048-830-3633
埼玉県立精神保健福祉センター ☎048-723-1111
さいたま市こころの健康センター ☎048-851-5665
千葉県薬務課 ☎043-223-2620
千葉県精神保健福祉センター ☎043-263-3891
千葉市こころの健康センター ☎043-204-1582
東京都薬務課 ☎03-5320-4505
東京都立中部総合精神保健福祉センター ☎03-3302-7575
東京都立多摩総合精神保健福祉センター ☎042-376-1111
東京都立精神保健福祉センター ☎03-3842-0948
神奈川県薬務課 ☎045-210-4972
神奈川県精神保健福祉センター ☎045-821-8822
横浜市こころの健康相談センター ☎045-476-5505
川崎市精神保健福祉センター ☎044-200-3195
相模原市精神保健福祉センター ☎042-769-9818
新潟県医薬国保課 ☎025-280-5187
新潟県精神保健福祉センター ☎025-280-0111
新潟市こころの健康センター ☎025-232-5560
富山県くすり政策課 ☎076-444-3234
富山県心の健康センター ☎076-428-1511
石川県薬事衛生課 ☎076-225-1442
石川県こころの健康センター ☎076-238-5761
福井県医薬食品・衛生課 ☎0776-20-0347
福井県精神保健福祉センター ☎0776-26-7100
山梨県衛生薬務課 ☎055-223-1491
山梨県立精神保健福祉センター ☎055-254-8644
長野県薬事管理課 ☎026-235-7159
長野県精神保健福祉センター ☎026-227-1810
岐阜県薬務水道課 ☎058-271-5731
岐阜県精神保健福祉センター ☎058-273-1111
静岡県薬事室 ☎054-221-2413
静岡県精神保健福祉センター ☎054-286-9245
静岡市こころの健康センター ☎054-285-0434
浜松市精神保健福祉センター ☎053-457-2709
愛知県医薬安全課 ☎052-954-6305
愛知県精神保健福祉センター ☎052-962-5377
名古屋市精神保健福祉センター ☎052-483-2095
三重県薬務食品室 ☎059-224-2330
三重県こころの健康センター ☎059-223-5241
滋賀県医務薬務課 ☎077-528-3635
滋賀県立精神保健福祉センター ☎077-567-5010
京都府薬務課 ☎075-414-4790
京都府精神保健福祉総合センター ☎075-641-1810
京都市こころの健康増進センター ☎075-314-0355
大阪府薬務課 ☎06-6941-9078
大阪府こころの健康総合センター ☎06-6691-2811
大阪市こころの健康センター ☎06-6922-8520
堺市こころの健康センター ☎072-258-6646
兵庫県薬務課 ☎078-362-3270
兵庫県立精神保健福祉センター ☎078-252-4980
神戸市こころの健康センター ☎078-672-6500
奈良県薬務課 ☎0742-22-1101
奈良県精神保健福祉センター ☎0744-43-3131
和歌山県薬務課 ☎073-441-2663
和歌山県精神保健福祉センター ☎073-435-5194
鳥取県医療指導課 ☎0857-26-7203
鳥取県立精神保健福祉センター ☎0857-21-3031
島根県薬事衛生課 ☎0852-22-5259
島根県立心と体の相談センター ☎0852-32-5905
岡山県医薬安全課 ☎086-226-7341
岡山県精神保健福祉センター ☎086-272-8839
岡山市こころの健康センター ☎086-803-1273
広島県薬務課 ☎082-513-3221
広島県立総合精神保健福祉センター ☎082-884-1051
広島市精神保健福祉センター ☎082-245-7731
山口県薬務課 ☎083-933-3018
山口県精神保健福祉センター ☎0835-27-3480
徳島県薬務課 ☎088-621-2233
徳島県精神保健福祉センター ☎088-625-0610
香川県薬務感染症対策課 ☎087-832-3301
香川県精神保健福祉センター ☎087-804-5565
愛媛県薬務衛生課 ☎089-912-2393
愛媛県心と体の健康センター ☎089-911-3880
高知県医療薬務課 ☎088-823-9683
高知県立精神保健福祉センター ☎088-821-4966
福岡県薬務課 ☎092-643-3287
福岡県精神保健福祉センター ☎092-582-7500
福岡市精神保健福祉センター ☎092-737-8825
北九州市立精神保健福祉センター ☎093-522-8729
佐賀県薬務課 ☎0952-25-7082
佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060
長崎県薬務行政室 ☎095-824-1111
長崎こども・女性・障害者支援センター ☎095-844-5132
熊本県薬務衛生課 ☎096-333-2242
熊本県精神保健福祉センター ☎096-359-6401
大分県薬務室 ☎097-536-1111
大分県こころとからだの相談支援センター ☎097-541-5276
宮崎県医療薬務課薬務対策室 ☎0985-26-7060
宮崎県精神保健福祉センター ☎0985-27-5663
鹿児島県薬務課 ☎099-286-2804
鹿児島県精神保健福祉センター ☎099-255-0617
沖縄県薬務衛生課 ☎098-866-2215
沖縄県立総合精神保健福祉センター ☎098-888-1443

●全国各保健所
●各都道府県警察署

■パンフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
また、大気中に悪影響を与える物質の発生を抑え、用紙のリサイクルにも適した大豆油インクを使用し、リサイクルに配慮して水溶性の糊で製本されています。
■リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可
パンフレットは、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Aランク］のみ用いて作製しています。